児童養護施設巣立つ｢ケアリーバー｣　首都圏で支援広がる

#東京 #神奈川 #埼玉

2022/8/30 2:00 [有料会員限定]

あすなろサポートステーション（神奈川県藤沢市）では支援員と弁護士が若者の支援について話し合う

児童養護施設や里親家庭などで育った若者が、施設などを離れた後、生活が困窮する事態が問題となっている。身近に頼れる大人がおらず、離職や退学をして生活苦や孤立に陥ることも少なくない。首都圏の自治体で自立支援に取り組む動きが広がりつつある。

児童養護施設などで暮らす子どもたちは原則18歳、最長22歳で施設や里親から巣立つ。こうしたケアから離れた若者は「ケアリーバー」と呼ばれ、孤立しやすく、必要に応じた支援が欠かせない。

厚生労働省が2021年4月に公表した調査によると、ケアリーバーとなった若者の22.9%は「収入より支出が多い」赤字状態だった。31.4%は収支がほぼ同じで貯蓄する余裕がない状態だ。新型コロナウイルス禍の影響でアルバイトが十分にできず、収入面で厳しい局面に立たされた学生もいる。

こうしたケアリーバーを支援しようと、東京都は22年度から退所後、施設近隣にアパートを住まいとして提供する事業を始めた。児童養護施設などを運営する社会福祉法人が近隣のアパートを借り上げ、都が1年分の家賃を負担する。退所後も施設が支援しやすい体制を整え、新しい生活環境への移行をスムーズにするのが狙いだ。

都が20年度に実施したアンケートでも、退所前に不安・心配だったこととして3割が「住まい」を挙げた。月額5万3700円を上限に100人ほどの利用を見込む。都の担当者は「アパートを借り上げることで、できるだけ1年目につまずかないようにしたい」と話す。

東京都世田谷区は学業と生活の両立を支援しようと、給付型奨学金事業を見直した。コロナ前に36万円だった上限を、22年度から50万円に引き上げた。20年度からの2年間は緊急措置として上限を撤廃しており、利用実績を踏まえて22年度の上限を設定したという。

利用対象も広げ、授業料だけでなく、22年度からはオンライン授業に対応するためパソコン購入費用にも充てられるようにした。23歳未満だった対象者も、30歳未満に拡大し、中退したことのある若者も申請できるようにした。

神奈川県は医療機関との連携や法律相談に力を入れている。心のケアに取り組む国家資格「公認心理師」の有資格者や弁護士を、自立支援施設「あすなろサポートステーション」（同県藤沢市）に配置し、孤立防止に取り組む。

全国の支援団体をまとめたサイト「なびんち」も誕生した。さいたま市で若者の自立支援に取り組む一般社団法人「コンパスナビ」が立ち上げた。児童養護施設出身の職員、ブローハン聡さんは「支援団体を知らずに困っている若者もいる。需給のミスマッチを減らしたい」という。

22年6月に改正児童福祉法が成立し、児童養護施設などを巣立つ年齢の上限撤廃が決まった。自立可能と自治体や施設が判断できる時期まで、施設などで暮らせるようになる。もっとも、生活面で後ろ盾の少ないケアリーバーが厳しい状況にあるのは変わらない。安心できる環境づくりは若者の未来を築く上で欠かせない。

（伴和砂）